

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
タクシー運賃の割引	秋田県ハイヤー協会加入タクシー会社	○	○	○ (※)	運賃から1割引 ※ 精神障害者保健福祉手帳は、県内的一部タクシー事業者で割引適用できない場合あり
秋田県ふるさと村	秋田県ふるさと村	○	○	○	スノーホワイト城・かまくらシアター・マックストレインの利用料金5割引
秋田県立男鹿水族館	秋田県立男鹿水族館	○	○	○	普通料金を以下の料金で対応 一般:1,300円→800円 小学校児童・中学校生徒:500円→300円
秋田県田沢湖スキー場	秋田県田沢湖スキー場	○	○	○	1日券のリフト利用料金を5割引
秋田県立総合プール	秋田県立総合プール	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立野球場	秋田県立野球場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立向浜運動広場	秋田県立向浜運動広場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立新屋運動広場	秋田県立新屋運動広場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立スケート場	秋田県立スケート場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立総合射撃場	秋田県立総合射撃場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること
秋田県立武道館	秋田県立武道館	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立体育馆	秋田県立体育馆	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上必要な場合は必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立田沢湖スポーツセンター	秋田県立田沢湖スポーツセンター	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
秋田県立スポーツ科学センター	秋田県立スポーツ科学センター	○	○	○	施設使用料無料(個人使用の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立美術館	秋田県立美術館	○	○	○	2・3階常設展・企画展について、手帳所持者本人及び付添者1名入場無料 特別展開催時は美術館主催のものに限り、手帳所持者本人及び付添者1名入場無料(実行委員会主催の場合は実行委員会の判断による) 1階県民ギャラリーは貸スペースのため、主催者の判断による
秋田県立近代美術館	秋田県立近代美術館	○	○	○	実行委員会主催による展覧会については、手帳所持者及び付添者1名入場料半額 ※一部実行委員会主催による展覧会、手帳所持者本人及び付添者1名入場無料(実行委員会の判断による) 企画展・6階コレクション展は入場無料
秋田県立博物館	秋田県立博物館	○	○	○	有料の特別展を観覧する場合、手帳所持者本人及び付添者1名につき半額
秋田県青少年交流センター	秋田県青少年交流センター	○			特別室(身体障害者用ツインルーム)が使用可能
秋田県立大館少年自然の家	秋田県立大館少年自然の家	○	○	○	手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額
秋田県立保呂羽山少年自然の家	秋田県立保呂羽山少年自然の家	○	○	○	手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額
秋田県立岩城少年自然の家	秋田県立岩城少年自然の家	○	○	○	手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額
秋田県営玉川園地駐車場	秋田県生活環境部自然保護課	○	○	○	手帳所持者本人又はその者らを同乗させる者 利用料1/2に減額

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
秋田内陸縦貫鉄道運賃の割引	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>以下の場合について、乗車運賃5割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通乗車券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が単独または介護者とともに乗車する場合 ②第2種身体障害者手帳所持者または療育手帳B所持者が単独で乗車する場合 ・定期乗車券(小児定期乗車券は対象外) ①第1種身体障害者手帳所持者または12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者が介護者とともに乗車する場合 ②療育手帳A所持者または12歳未満の療育手帳B所持者が介護者とともに乗車する場合 ・回数乗車券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が介護者とともに乗車する場合 ・急行券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が介護者とともに乗車する場合 <p>※乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、単独で普通乗車券によって乗車する場合は、片道100kmを超える場合に限る。ただし、角館駅経由の連絡乗車券については、JRからの要請により発売不可。</p> <p>※急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車等の停車駅相互間とする</p> <p>※6歳未満の乳幼児が身体障害児または知的障害児である場合は無賃とし、介護者に対して割引乗車券を単独で発売する</p> <p>※精神障害者保健福祉手帳第1級所持者については、上記のすべてにおいて第1種身体障害者の条件と同じ条件の取扱いとする</p>
由利高原鉄道運賃の割引	由利高原鉄道株式会社	△ (※)	△ (※)	○ (※)	<p>以下の場合について、乗車運賃5割引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通乗車券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が単独または介護者とともに乗車する場合 ②第2種身体障害者手帳所持者または療育手帳B所持者が単独で乗車する場合 ③精神障がい者保健福祉手帳保持者が介護者とともに乗車する場合 ・定期乗車券(小児定期乗車券は対象外) ①第1種身体障害者手帳所持者または12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者が介護者とともに乗車する場合 ②療育手帳A所持者または12歳未満の療育手帳B所持者が介護者とともに乗車する場合 ③精神障がい者保健福祉手帳保持者が介護者とともに乗車する場合 <p>※乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、単独で普通乗車券によって乗車する場合は、会社線に限るものとする。</p> <p>※6歳未満の乳幼児が身体障害児または知的障害児である場合は無賃とし、介護者に対して割引乗車券を単独で発売する</p>

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
鹿角市福祉タクシー事業	鹿角市	△ (1・2級)	△ (A)	△ (1・2級)	鹿角市に居住している方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1・2級を所持している方で軽自動車税、普通自動車税の減免及び人工透析通院交通費助成を受けない方へ交付。 600円のタクシー券を月2枚まで年12枚(腎臓機能障害1級の方については年24枚)
人工透析通院交通費助成事業	鹿角市	△ (※)			※ 人工透析のため医療機関に通院する方で居住地から通院医療機関までの交通費距離に応じて助成。 (福祉タクシー券の交付を受けている方は対象外) 5km以上～15km未満 1,500円 15km以上～25km未満 2,000円 25km以上～35km未満 3,000円 35km以上～45km未満 4,000円 45km以上 5,000円
鹿角市湯瀬ふれあいセンター	鹿角市	○			身体障害者手帳を所持している方が利用される場合、利用料と入浴料を割引
鹿角市八幡平ふれあいやすらぎ温泉センターゆらら	鹿角市	○			身体障害者手帳を所持している方の使用料を半額
鹿角市記念スポーツセンター	鹿角市	○ (※)	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額 ※身体障害者(車椅子使用者に限る)が体育場を個人で利用する場合に利用料を50円引き
中滝ふるさと学舎	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
文化の杜交流館	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
歴史民俗資料館	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
鹿角市民プール	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
毛馬内野球場	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
城山野球場	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
アメニティパーク	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
鹿角市交流プラザ	鹿角市	○	○	○	身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉団体等の全市的組織が利用するとき利用料を半額
福祉医療制度	鹿角市	○ (※)	○ (※)	○ (※)	※対象者 65歳以上の方で、身体障害者手帳4～6級所持者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A所持者 精神保健福祉手帳1級を持っている方で自立支援医療(精神通院)支給認定者
康楽館	小坂町	○	○	○	入館料団体割引料金
小坂鉱山事務所	小坂町	○	○	○	入館料団体割引料金

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
あかしや荘	小坂町	△ (1・2級無料)	△ (A無料)	△ (1級無料)	小坂町民のみ (左の等級者以外は通常料金)
小坂町福祉タクシー事業	小坂町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 対象者:在宅の小坂町民で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級所持者 ②身体障害者手帳3級で下肢・体幹機能障害のある方 ③身体障害者手帳3級でじん臓機能障害で人工透析を受けている方 ④療育手帳A所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級所持者 助成内容:指定タクシー会社で初乗り料金分利用できるタクシーカードを年度内の月数×4枚交付(小坂町役場福祉課にて交付手続き必要) (人工透析を受けている方は、自動車燃料券のどちらかを選択可能)
自動車燃料券	小坂町	△ (※)			※ 対象者:小坂町に住所を有し、在宅で生活している人工透析者であって、自己または家族が所有する自家用車等で人工透析治療のために、定期的に医療機関に通院している者 助成内容:町内自動車燃料販売事業所で利用できる1枚 700円の燃料券を年度内の月数×4枚交付(小坂町役場福祉課にて交付手続き必要) (小坂町福祉タクシー券のどちらかを選択可能)
町営バス(野口線)	小坂町	○	○	○	本人及び介護者の運賃無料
上向七滝線	小坂町	○	○	○	手帳提示で運賃半額
福祉医療制度	小坂町	○ (※)	○ (※)	△ (※)	※対象者 65歳以上の方で、身体障害者手帳4~6級所持者 身体障害者手帳1~3級、療育手帳A所持者及び精神障害者保健福祉手帳1級を所持し自立支援医療(精神通院)の支給認定を受けている者
大館市高齢者等低額フリーバス券支援事業	大館市	○	○	○	乗合バス事業者が販売するバス定期券(市内全域)購入助成 1月定期 7,000円割引(通常価格 11,000円) 3月定期 11,000円割引(通常価格 22,000円) 6月定期 13,000円割引(通常価格 33,000円) 利用できる地域:大館市内のバス停留所 ※扶助限度あり(年2回まで)
大館市重度心身障害者(児)移送費給付事業	大館市	△ (1~3級)	△ (A)		タクシー利用助成券、自動車燃料購入助成券の交付 タクシー利用助成券 ・身体障害者手帳1~3級または療育手帳A 16枚(10月以降10枚) ・じん臓機能障害者1~3級 26枚(10月以降13枚) ※助成額1枚につき600円(1乗車あたり4枚まで使用可能) 自動車燃料購入助成券 ・未就学障害児で身体障害者手帳1~3級または療育手帳A 16枚(10月以降10枚) ・じん臓機能障害者1級 26枚(10月以降13枚) ※助成額1枚につき500円
大館市心身障害者居室整備資金貸付事業	大館市	△ (1~4級)	△ (A)		心身障害者が居住している住宅(居室)整備のための資金貸付 貸付限度額:1戸当たり150万円以内
大館市立中央図書館 大館市立花矢図書館 大館市立比内図書館 大館市立田代図書館	大館市	○	○	○	貸本の宅配サービス(有料)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
花岡体育館 新潟内体育館 城西体育館 十二所体育館 樹海体育館 比内体育館 田代体育館	大館市	○	○	○	利用料金半額(個人利用のみ対象) ※光熱水費(照明等)は対象外
大館市花岡総合スポーツ公園(多目的プール)	大館市	○	○	○	手帳所持者およびその介護者の使用料無料
福祉医療制度	大館市	△ (1~6級)	△ (A)	△ (1級)	医療費の自己負担分を助成 対象者 ①高齢身体障害者 65歳以上で身体障害者手帳4~6級をお持ちのかた ※所得制限あり ※社会保険の被保険者本人のかたは対象外 ②重度心身障害(児)者 ・身体障害者手帳1~3級または療育手帳Aをお持ちのかた ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持のかたのうち、自立支援医療(精神通院)を受給されているかた ※社会保険の被保険者本人のかたは所得制限あり
人工透析通院交通費助成事業	北秋田市	△ (※)			※ 対象者:人工透析治療のため週2回以上医療機関に通院している方 助成内容:居住地から通院医療機関までの距離に応じて交通費を助成 5km未満 月額 700円 5km以上10km未満 月額 1,500円 10km以上20km未満 月額 2,500円 20km以上30km未満 月額 3,500円 30km以上 月額 5,000円
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	北秋田市	△ (※)			※対象者 医師の診断により在宅酸素療法を実施する者 助成額:酸素濃縮器稼働に要する推定電気料の1/2相当額
自動車改造費助成事業	北秋田市	△ (1~3級※)			※対象者 上肢下肢または体幹機能障害がある方で、就労等に伴い自らが所有し、自ら運転することにより社会参加が見込まれる方 助成額:10万円を上限に障害にあわせて自動車の操作装置や駆動装置などの一部の改造にかかった実費
身体障害者等運転免許取得費助成事業	北秋田市	△ (※1、※2)	○ (※2)	○ (※2)	※1:身体障害者手帳4级以上の肢体不自由者及び聴覚障害者 ※2:・秋田県公安委員会等の指定を受けた自動車学校において自動車操作訓練を修了し、かつ免許証の交付を受けた方 ・免許を取得することにより、就労が見込まれる者等、社会活動への参加に効果があると認められる方 ・いままでに自動車の運転免許を所得したことのない方
障害者在宅整備資金貸付	北秋田市	△ (1~4級)	△ (A)		貸付額:1戸あたり150万円を上限とし、貸付けを受けることができる者が所有し、かつ、居住する住宅について、居室等を増改築又は改造するための経費
福祉タクシー運営事業	北秋田市	△ (1~3級)	△ (A)	△ (1級)	タクシー基本料金相当額を助成する福祉タクシー利用券を交付 ・人工透析を受けている方、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない方は四半期につき12枚 ・自動車税・軽自動車税の減免を受けていない方は四半期につき4枚

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
北秋田市民プール	北秋田市	○	○	○	使用料無料
湯の岱温泉	北秋田市	△ (1・2級)			無料入浴券(月3回まで)
大太鼓の館	北秋田市	△ (1級)			北秋田市在住者使用料(入館料)全額免除、それ以外は1/2免除
阿仁スキー場	北秋田市	○			ゴンドラ往復券…200円割引 ゴンドラ1日券…500円割引
福祉医療制度	北秋田市	△ (※1)	△ (※2)	△ (※3)	※1:65歳以上の方で身体障害者手帳4~6級所持者(所得制限あり、社会保険の本人は対象外)、身体障害者手帳1~3級所持者(社会保険の本人のみ所得制限あり) ※2:療育手帳A所持者(社会保険の本人のみ所得制限あり) ※3:精神障害者保健福祉手帳1級で自立支援医療(精神通院)を受給中の方(社会保険の本人のみ所得制限あり)
上小阿仁村人工透析等通院交通費助成事業	上小阿仁村	△ (※)			※対象者 上小阿仁村に現に居住し、住民基本台帳に登録している方で、人工透析等の治療のため週2回以上かつ1年以上継続的に医療機関へ通院する方 助成内容:月額6,000円から助成
上小阿仁村福祉タクシー等事業	上小阿仁村	△ (1~3級)	△ (A)		タクシー利用券を年12枚交付し、利用券1枚につきタクシー等乗車の基本料金またはNPO上小阿仁村移送サービス協会の1回分相当額を補助。1回のタクシー等利用料金が基本料金を超える部分については利用者の負担。
上小阿仁村高齢者世帯等除雪費助成金	上小阿仁村	○	○	○	対象:心身に障害を持つ者のみの世帯 除雪費の2/3を助成。 ※1世帯上限8万円。
上小阿仁村外出支援サービス事業	上小阿仁村	△ (※)			※身体障害者手帳を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する自力での外出が困難である者。 (1)寝たきり又は車椅子使用者 (2)外出時介助が必要な者 (3)認知症のある者 (4)視覚障害者 (5)その他村長が認める者 身体的な障害等により通常の交通機関を利用できない者に対して、移動の手段を提供する。 運行距離により利用者負担有り。
福祉医療費助成事業	上小阿仁村	△ (※)			※対象者 65歳未満の方で、身体障害者手帳4~6級所持者 助成内容:条件付きで医療費を助成

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
障害者外出支援事業 (タクシー利用券) ※自動車燃料費助成券を受けた方は、対象となりません。	能代市	△ (1・2級)	△ (A)	△ (1級)	タクシー初乗り料金相当額(月2枚分)の利用券の交付(非課税世帯で、週2回以上人工透析を行っている方は月4枚)
障害者外出支援事業 (自動車燃料費助成券) ※タクシー利用券の交付を受けた方は、対象となりません。	能代市	△ (※)			※ 対象者:じん臓機能障がい1級で、人工透析治療のため、週2回以上、医療機関へ車で通院している方 助成内容:燃料代を助成(月2枚 1枚500円)(非課税世帯は月4枚)
人工内耳装用者に対する体外部装置等購入費助成	能代市	△ (※)			※能代市に住民登録をしている方。18歳未満については、その保護者が能代市に住民登録していること。聴覚機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている方で、人工内耳装用者。人工内耳を装用する障がい者及び障がい児の人工内耳用専用充電池等の購入費助成
市内指定病院検診	能代市	○	○	○	がん検診等の料金が無料 市内指定病院:能代市保健センター、能代厚生医療センター、JCHO秋田病院、大腸がん検診実施医療機関、子宮がん検診実施医療機関
屋外運動施設 (能代市陸上競技場・能代球場・落合第一球場・誠邦園球場・落合第二球場・落合球技場・ソフトボール場第一・ソフトボール場第二・赤沼球場・ニッ井球場・落合テニスコート・公園テニスコート・ニッ井テニスコート)	能代市	○	○	○	個人での使用料が無料
体育施設 (能代市総合体育館・ニッ井町総合体育館・能代市土床体育館・荷上場体育館・能代市B&G海洋センター体育館・能代市民プール・能代市弓道場)	能代市	○	○	○	個人での使用料が無料
能代市子ども館	能代市	○	○	○	プラネタリウム観覧料が無料
生涯学習施設サン・ウッド能代	能代市	○	○	○	体育館の使用料が無料
①インフルエンザ予防接種費用助成 ②新型コロナウイルス感染症接種費用助成	能代市	△ (※)			※対象者:満60歳以上満65歳未満の身体障害者手帳1級所持者(心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVによる免疫の機能に障害がある者)
帯状疱疹予防接種費用助成	能代市	△ (※)			※対象者:満60歳以上満65歳未満の身体障害者手帳1級所持者(HIVによる免疫の機能に障害がある者)
福祉医療制度	能代市	○	△ (A)	△ (1級)	高齢身体障がい者(法別72・77) ・能代市内に住民登録のある、65歳以上で身障手帳4~6級をお持ちの方 ・本人及び配偶者、同居親族など、同一生計者の所得が県で定める所得制限基準額を超えない方 ※健康保険が社会保険本人の場合は非該当。 重度心身障がい(児)者(法別73・78) 能代市内に住民登録のある、下記①~③のいずれか該当する方 ① 身体障害者手帳1~3級の交付を受けている方 ② 療育手帳Aの交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けており、自立支援医療費(精神通院)の支給認定を受けている方 ※所得制限なし(ただし申告をしていない場合は非該当) ※健康保険が社会保険本人の方のみ所得制限あり。

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
三種町民を対象とした健康診査	三種町	△ (※)		△ (※)	※対象者 65歳以上の身体障害者手帳1~3級所持者または65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 助成内容:自己負担金免除
三種町特定疾病受療者通院費助成事業	三種町	△ (※)			※対象者 町内から、人工透析のために町外の医療機関へ1月を単位として8回以上通院し、無料送迎サービスの利用や、交通費として他の公的助成を受けていない方 助成内容: 月額6,000円を支給 三種町外出支援サービス事業利用者について、12月31日~1月2日(外出支援サービスを利用できない期間)の通院又は入院にかかる費用のうち、以下に定める額を助成(上限2万円) ①通院に要した費用(居住地と病院との区間に係る交通機関の費用に限る)から1回当たり1,600円(片道のみ利用の場合は800円)を除いた額 ②入院に要した自己負担額から当該入院に係る給付金、保険金、その他給付される見込みの額を除いた額
三種町障害者自動車運転免許取得費助成事業	三種町	△ (肢体不自由4级以上または聴覚障害4级以上)	○		※肢体不自由または聴覚障害により身体障害者手帳4級以上の交付を受けている方、及び療育手帳の交付を受けている方で、次の条件を満たす方 ①公安委員会等指定の自動車学校において操作訓練を終了し、免許の交付を受けた方 ②免許取得により、就労等社会参加に効果があると見込まれる方 ③今まで免許を取得したことが無い方 助成内容: 10万円を限度に、自動車操作訓練を終了するのに要した費用の3分の2以内(要申請)
三種町身体障害者用自動車改造費助成事業	三種町	△ (※)			※対象者 肢体不自由により身体障害者手帳3級以上の交付を受けている方で、次の条件を満たす方 ①手帳所持者所有でかつ自らが運転する自動車の、走行装置及び駆動装置等を改造することにより、就労等の社会参加が見込まれる方 ②制度で規定する所得制限を超えない方 助成内容: 10万円以内(要申請)
三種町高齢者世帯等除排雪支援事業	三種町	△ (※)			自力での除排雪が困難なため、三種町シルバー人材センターへ除排雪を依頼する一定要件(※)を満たす世帯に対し、その費用を助成する(作業1時間あたり1,3451,426円とし、1冬期間30時間を上限とする) ※①65歳以上の方のみで構成される世帯 ②身体障害者手帳交付を受けている方のみで構成される世帯 ③その他町長が特に必要と認める世帯
三種町外出支援サービス事業	三種町	△ (65歳以上)			寝たきり・傷病等により歩行困難であり一般交通機関を利用する事が困難な一定要件(※)を満たす方に対し、リフト付ワゴン等を用いて移動支援サービスを提供する(有料)(運行範囲制限・利用回数制限あり(人工透析療法を受けている方を除く)) ※①介護認定を受けている方 ②身体障害者手帳交付を受けている方 ③傷病等により一時的に身体上または精神上の著しい障害を受けた方 ④人工透析治療を受けている方 ⑤その他町長が特に必要と認めた方
三種町緊急通報システム事業	三種町	△ (1・2級 ※)			一定要件(※)を満たす世帯に対し、消防署へ繋がる緊急通報装置を貸与し、急病や事故の際等に迅速な対応、救助及び援助を行う。 ※①高齢者のみで構成される世帯 ②ひとり暮らしの重度身体障害者 ③世帯員の就労等により、①と同様の状態にある高齢者 ④世帯員の就労等により、病弱な重度身体障害者だけとなる場合の当該障害者 ⑤①~④に準じる状態にあると特に町長が認める方

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
福祉医療制度	三種町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 ①身体障害者手帳1~3級所持者 ②療育手帳A所持者 ③精神障害者手帳1級及び自立支援医療受給者証所持者 ①②③(社保本人のみ所得制限あり) ④65歳以上の身体障害者手帳4~6級所持者 ④(保険証が社保本人を除く)
八峰町特定疾病受療者通院費助成事業	八峰町	△ (※)			助成内容:月額5,000円補助 ※:対象者:人工透析治療のため、能代市遠に月8回以上通院している方(交通費として他の公的助成を受けていない方)
八峰町身体障害者等自動車運転免許取得費助成事業	八峰町	△ (※)	○		自動車学校において訓練終了に要した費用の2/3以内(上限10万円) ※身体障害者手帳1~4級所持者かつ肢体不自由又は聴覚障害者
八峰町重度障害者介助用自動車改造費助成事業	八峰町	△ (※)			対象となる自動車改造経費の1/2(上限10万円) ※身体障害者手帳1~2級所持者かつ下肢機能障害又は体幹機能障害を有する方
八峰町障害者移動支援事業	八峰町	△ (※1、2、3)	○	△ (※4)	医療機関や公的機関等への外出支援 ※1 身体障害者手帳1~2級所持者かつ肢体不自由の障害を有する方(寝たきり状態の方は除く) ※2 身体障害者手帳1~3級所持者かつ視覚機能の障害を有する方 ※3 身体障害者手帳所持者かつ人工透析が必要と認められる方 ※4 精神障害者手帳1級所持者
福祉医療	八峰町	△ (※1、2)	△ (※3)	△ (※4)	※1 65歳以上の方で、身体障害者手帳4~6級所持者(社保本人は対象外) ※2 身体障害者手帳1~3級所持者 ※3 療育手帳A所持者 ※4 精神障害者手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)に該当
藤里町高齢者等宅除排雪助成事業	藤里町	△ (※)	△ (※)		※対象者:次のいずれかに該当する方 ①70歳に達する高齢者のみの世帯 ②身体障害者手帳1・2級で手帳所持者のみ世帯 ③療育手帳Aで手帳所持者のみ世帯 助成内容:次の費用を上限額20,000円で助成 ①玄関前除雪:圧雪深20cm以上 ②屋根の雪下ろし:堆積圧50cm以上
福祉医療費制度	藤里町	○		△ (※)	助成内容:受給者証を窓口へ提示すると医療費無料 ※精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療(精神通院)を受給している方も該当となる。
重度身体障害者移送費給付事業	男鹿市	△ (1・2級)			月2枚のタクシー初乗り運賃分の利用券を交付する。 また、人工透析のために本市の医療機関に通院している方に、自家用自動車燃料費またはバス回数券・定期購入費として年額16,800円(上限)を助成する。 人工透析を行っている方の場合は、タクシー券・自動車燃料費・バス回数券(定期券)のうち1つを選択する。
がん検診事業	男鹿市	○	○	○	助成内容:手帳持参で各種がん検診無料
市単独運行バス	男鹿市	○	○	○	手帳の交付を受けている方とその介護人(介護が必要と認めた場合に限る)の運賃半額
福祉医療費支給	男鹿市	△	△	△	重度心身障害者(身体1~3級、療育A、精神1級かつ自立支援医療(精神通院)利用) 高齢身体障害者(65歳以上の身体4~6級)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
潟上市作業所等通所、通学者交通費補助金	潟上市	○	○	○	手帳所持者で地域活動支援センター等への通所者及び通学者へ月額5,000円を上限に、バス、鉄道等の利用料金の半額を補助。
潟上市重度身体障害者(人工透析患者)通院費補助金	潟上市	△ (※)			※ 対象者:人工透析の通院加療をしているじん臓機能障害1級の手帳所持者であって月8回以上通院している方(病院等の無料送迎サービスは月8回の回数に該当しない) 助成内容:人工透析の通院の交通費を月額5,000円を上限に補助
潟上市重度障害者移動費給付費等事業 (タクシー券)	潟上市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 対象者:身体障害者手帳(1級~2級、3級で下肢、体幹、視覚、人工透析を受けているじん臓機能障害)所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病患者で上記と同程度の方 助成内容:タクシー利用1回につき利用券1枚で初乗り運賃相当額を助成。年間で10枚交付。市役所での申請手続きが必要。
潟上市マイタウンバス運行事業	潟上市	○	○	○	市内で運行しているマイタウンバスについて、手帳提示により運賃無料
潟上市路線バス運賃割引事業	潟上市	○	○	○	割引利用券の利用で、潟上市内の路線バス運賃が無料。市役所での申請手続きが必要。
福祉医療制度	潟上市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 対象者(所得制限あり) ①重度心身障がい(児)者 身体障害者手帳(1級~3級)または療育手帳(A)所持者 ②重度心身障がい(児)者(精神) 精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者かつ自立支援医療(精神通院)支給認定者 ③高齢身体障がい者 65歳以上の者で、身体障害者手帳(4級~6級)所持者(被用者保険本人を除く)
身体障害者用自動車改造費助成事業	潟上市	△ (潟上市に居住する上肢、下肢または体幹機能障害3級以上の方)			操作装置及び駆動装置等の改造に直接要する経費。10万円を限度とする。
障害者自動車運転免許取得費助成事業	潟上市	△ (潟上市に居住する肢体不自由者(上肢、下肢、体幹および運動機能障害)または聴覚障害をもつ、おおむね4級以上の方)	○		自動車操作訓練を終了するのに要した費用の3分の2以内。ただし10万円を限度とする
心身障害者(通院用)タクシー利用券	五城目町	△ (1・2級)	△ (A)		対象者:身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けた方 助成内容:小型タクシー初乗り料相当額のタクシー利用券(通院での利用に限る)を、年24枚交付
人工透析患者の通院交通費助成	五城目町	△ (※)			対象者:じん臓機能障害で人工透析治療を受けている方 助成内容: ①交通手段としてタクシーを利用する場合…小型タクシー初乗り料相当額のタクシー利用券を、ひと月あたり12枚、年144枚交付 ②交通手段として自家用車を利用する場合…医療機関までの往復距離×(1kmあたり)10円×通院回数の交通費を助成(事前申請が必要)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
作業所等通所にかかる交通費補助	五城目町	○	○	○	対象者:町内の地域活動支援センターへ、秋田中央交通一般乗合自動車(バス)等を利用し通所する方 助成内容:運賃の半額を補助
五城目町高齢者世帯等除雪支援事業	五城目町	△ (1・2級)		△ (1・2級)	対象者:自力での除雪(玄関から道路までの手作業で行う除雪) が困難で、次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が65歳以上 ②世帯全員が介護認定を受けている ③世帯全員が1・2級の身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている ④上記①～③に該当する方で構成されている世帯 ⑤町長が必要と認める世帯 助成内容:冬期期間につき50回(30分以内)を上限とし、五城目町シルバーパー人材センターへ除雪作業を依頼する費用の一部を助成(自己負担額:200円)
町民センター(五城目町開発センター)	五城目町	△ (1・2級)			対象者:身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方 助成内容:使用料の一部減額
広域五城目体育馆(秋田周辺市町村圏五城目体育馆)	五城目町	△ (1・2級)			対象者:身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方 助成内容:使用料の一部減額
屋内温水プール	五城目町	○	○	○	対象者:手帳の交付を受けた方 助成内容:使用料が無料
福祉医療	五城目町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 65歳以上の方で、身体障害者手帳4～6級所持者 身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)支給認定者
障害者施設通所者交通費助成	八郎潟町	△ (※八郎潟町に居住する方)	△ (※八郎潟町に居住する方)	△ (※八郎潟町に居住する方)	※ 対象者:手帳を所持している八郎潟町在住者で、住居から通所施設に交通手段(鉄道または路線バス、交通費を負担する施設の送迎用車(両、自家用車)を利用して通所している方 助成内容:月額5,000円を上限に実費用の1/2の額
人工透析治療等通院費助成事業	八郎潟町	△ (※八郎潟町に居住する方)			※ 腎臓または小腸の機能に障害を有する身体障害者手帳所持者で、人工透析療法、中心脈栄養法・経腸栄養法を受けている方に通院交通費を助成する。 助成内容:往復距離×通院回数に1kmあたり4円を乗じた額を助成(月額5,000円を上限) (町内及び隣接町村に所在する病院へ通院する際に、公共交通機関を利用せず自家用車で通院している方を除く。)
通院タクシー利用券	八郎潟町	△ (※八郎潟町に居住する方)	△ (※八郎潟町に居住する方)		通院のためにタクシーを利用する対象者に、通院タクシー券を交付する。 対象者:身体障害者手帳1～3級 身体障害者手帳所持者で下肢に障害のある方 療育手帳A 助成内容:500円割引券を月6枚交付
広域デマンド型乗合タクシー	八郎潟町	○ (※八郎潟町に居住する方)	○ (※八郎潟町に居住する方)	○ (※八郎潟町に居住する方)	片道150円(通常300円)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
障害者自動車運転免許取得費助成事業	八郎潟町	△ (八郎潟町に居住する肢体不自由者(上肢、下肢、体幹および運動機能障害)または聴覚障害をもつ、おおむね4級以上の方)	○		自動車運転教習を終了するのに要した費用の3分の2以内。ただし10万円を限度とする
福祉医療費助成事業	八郎潟町	○ (※八郎潟町に居住する方)	○ (※八郎潟町に居住する方)	○ (※八郎潟町に居住する方) (※R6.8.1~)	※対象者 65歳以上の方で、身体障害者手帳4~6級所持者 身体障害者手帳1~3級、療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療(精神通院)受給者
人工透析患者通院費助成事業	井川町	△ (井川町在住の方)			腎臓機能障害を有し、人工透析療法を受けるために自家用車で通院している方を対象に、通院1回ごとに100円~700円の通院費を支給する。通院費は井川町役場から各医療機関までの片道の距離に応じて設定している。無料の送迎サービスを利用した場合は対象外。
井川町老人福祉センター「ゆうゆう」	井川町	△ (60歳未満かつ身体1~3級及び療育Aの方)	○		月5回分の入浴無料券の発行 ※一般入浴料は300円 60歳以上の高齢者は全員が対象
福祉医療	井川町	△	△		対象者 65歳以上の身体障害者手帳4~6級所持者、 身体障害者手帳1~3級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療費受給者
ボルダー湯の湯	大潟村	○ (大潟村に住所のある方)	○ (大潟村に住所のある方)	○ (大潟村に住所のある方)	無料入浴券(週2回分) (障がい者本人及び介助者が利用可能)
インフルエンザ予防接種補助	大潟村	○ (大潟村に住所のある方)	○ (大潟村に住所のある方)	○ (大潟村に住所のある方)	インフルエンザ予防接種代金全額補助
大潟村干拓博物館	大潟村	○	○		入館料無料(障がい者本人及び付き添い1名)
じん臓機能障がい者等通院交通費助成事業	大潟村	△ (※)			※対象者:次のいずれにも該当する方 (1)障害者総合支援法における自立支援医療(更生医療・育成医療)の「重度かつ継続」の受給対象者または医療保険者の発行する特定疾病療養受療証の交付を受けている方 (2)通院が必要であると村長が認めた方で、医師から週2回以上の通院指示を受けている方 助成内容:1人当たり年額180,000円を上限とし、通院にかかる交通費を助成
福祉医療制度	大潟村	△	△	△	対象者(所得制限あり) ・身体障害者手帳1~3級の方 ・65歳以上で身体障害者手帳4~6級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療費を受給している方

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
千秋美術館	秋田市	○	○	○	常設展観覧料は無料、特別展観覧料は割引(割引額は特別展ごとに異なります。) ※付添人1人まで割引対象 ※マイクロID利用可
秋田市自転車等駐輪場 (秋田駅西地下、東)	秋田市	○ (秋田市に居住する方)	○ (秋田市に居住する方)	○ (秋田市に居住する方)	定期使用料半額
大森山動物園	秋田市	○	○	○	入園料無料(付添人1人まで割引対象) ※マイクロID利用可
秋田城跡歴史資料館	秋田市	○	○	○	入園料無料(付添人1人まで割引対象) ※マイクロID利用可
赤れんが郷土館	秋田市	○	○	○	観覧料無料(介護者1人は無料) ※マイクロID利用可
民俗芸能伝承館	秋田市	○	○	○	手帳の交付を受けている方とその介護をする方1名まで無料。 ※マイクロID利用可
旧金子家住宅	秋田市	○	○	○	手帳の交付を受けている方とその介護をする方1名まで無料。 ※マイクロID利用可
佐竹史料館	秋田市	○	○	○	交付を受けている方およびその介護をする方1名無料(手帳またはマイクロIDの掲示が必要)
久保田城御隅櫓	秋田市	○	○	○	交付を受けている方およびその介護をする方1名無料(手帳またはマイクロIDの掲示が必要)
旧黒澤家住宅	秋田市	○	○	○	交付を受けている方およびその介護をする方1名無料(手帳またはマイクロIDの掲示が必要)
旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	秋田市	○	○	○	交付を受けている方およびその介護をする方1名無料(手帳またはマイクロIDの掲示が必要)
福祉特別乗車証	秋田市	○ (秋田市に居住する在宅の方)	○ (秋田市に居住する在宅の方)		手帳による割引との併用で、秋田市内の路線バスに限り無料バスで通学、通所、通院している方で、1週あたり3日以上介護者が付き添っている場合に限り、介護者の運賃も助成対象 ※別途申請
福祉特別乗車証	秋田市			○ (秋田市に居住する在宅の方)	手帳による割引との併用で、秋田市内の路線バスに限り無料バスで通所、通院している方が対象(生活保護世帯は除く) ※別途申請手続が必要
身体障害者(通院用)タクシー利用券	秋田市	△ (※)			※対象者 秋田市に居住する在宅の方で、内部機能障害1級、肢体不自由の下肢または体幹機能障害1~3級、視覚障害1~3級の方 助成内容:1枚580円割引(一般交付:ひと月あたり4枚(年間48枚上限)) ※秋田市内での通院に限る ※じん臓機能障害1級で人工透析のためタクシーで通院している方は追加交付あり(ひと月あたり12枚(年間144枚上限)) ※別途申請
高齢者のインフルエンザ予防接種	秋田市	△ (※)			※対象者 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級のかたが予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担(定期接種の対象は年1回限り)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種	秋田市	△ (※)			※対象者 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級のかたが予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担(定期接種の対象は年1回限り)
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	秋田市	△ (秋田市に居住する方※)			※対象者 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級のかたが予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担(定期接種の対象は生涯1回限り)
高齢者の帯状疱疹予防接種	秋田市	△ (秋田市に居住する方※)			※対象者 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級のかたが予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担(定期接種の対象は生涯1回限り)
障がい者雪下ろし支援事業	秋田市	△ (秋田市に居住する方※)	△ (秋田市に居住する方※)	△ (秋田市に居住する方※)	※対象者 市内に所在する家屋により 生活する世帯であって、当該年度分の市民税が非課税であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯(65歳以上の高齢者および18歳以下の年少者のみの世帯を含む。) (2) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている65歳未満の者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の者、「療育手帳制度について」に基づき都道府県知事又は指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている65歳未満の者又は「特定疾患治療研究事業について」に基づく特定疾患治療研究事業の対象疾患の患者であって都道府県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている65歳未満の者のみの世帯 (3) 65歳以上の高齢者および対象障がい者のみの世帯 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯助成内容(秋田市道路豪雪対策本部が設置された際) ・住居の雪下ろしに要した費用又は1万円のいずれか低い額 ・雪下ろし及び排雪に要した費用又は1万5千円のいずれか低い額
高齢者等緊急通報システム事業	秋田市	△ (秋田市に居住する1・2級重度の身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の方)			急病や災害等の緊急時に、関係機関や協力員に救助を求める事ができる装置の賃貸借料等の一部を助成
食の自立支援事業	秋田市	△ (秋田市に居住するおおむね2級以上に認定される身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の方)			利用者の居宅に昼食又は夕食を配食するとともに、当該利用者の安否の確認を行うもの 1日1食、1週間あたり3回まで

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
身体障がい者用自動車改造費助成事業	秋田市	△ (秋田市に居住する上肢、下肢または体幹機能障害3級以上の方)			操作装置及び駆動装置等の改造に直接要する経費。10万円を限度とする。
障がい者自動車運転免許取得費助成事業	秋田市	△ (秋田市に居住する肢体不自由者(上肢、下肢、体幹および運動機能障害)または聴覚障害をもつ、おむね4級以上の方)	○		自動車操作訓練を終了するのに要した費用の3分の2以内。ただし10万円を限度とする
障がい児通所施設利用料無償化事業	秋田市	△ (所得制限あり)	△ (所得制限あり)	△ (所得制限あり)	未就学児を対象とした児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担および実費負担の食費を無償化する。
福祉医療制度	秋田市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>※対象者 (1)重度心身障がい児(者) ・身体障害者手帳1~3級、療育手帳Aのいずれかを所持 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、自立支援医療(精神通院)の支給認定あり ※対象者が社会保険本人の場合は所得制限あり (2)高齢身体障がい者 ・65歳以上の身体障害者手帳4~6級所持者 ※所得制限あり ※対象者が社会保険本人の場合は非該当</p>
重度身体障がい者(児)移送費給付事業	由利本荘市	○			<p>※対象者 身体障がい者手帳(1~3級)の交付を受けた在宅の障がい者(児)で、視覚、平衡機能、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能)及び内部障がい者(児)助成内容:小型タクシー料金の一部(基本料金)を助成する。 ※月2枚(年間最大24枚)</p>
人工透析通院交通費助成事業	由利本荘市	△ (※)			<p>※ 人工透析のため週2回以上医療機関に通院する方を対象に、居住地から通院医療機関までの距離に応じて助成する。 5km以上~10km未満 月額 2,000円 10km以上~20km未満 月額 3,000円 20km以上~30km未満 月額 4,000円 30km以上 月額 5,000円</p>
障がい者通所交通費助成事業	由利本荘市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>※ 障害者総合支援法の規定による介護給付費または訓練等給付費の支給決定や、由利本荘市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱第6条の規定による利用決定を受け通所している方を対象に、居住地から通所施設までの距離に応じて助成する。 10km未満 月額 2,000円 10km以上~20km未満 月額 3,000円 20km以上~30km未満 月額 4,000円 30km以上 月額 5,000円</p>
身体障がい者デイサービス	由利本荘市	△ (※)			<p>※ 65歳未満の身体障がい者手帳をお持ちの方が、登録している事業所に通い、入浴や食事、創作的活動の支援を受けることができます</p>

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
知的障がい者デイサービス	由利本荘市		○		療育手帳をお持ちの方が、登録している事業所に通い、入浴や食事、創作的活動の支援を受けることができます
温泉等利用促進事業 (入湯(浴)料割引券)	由利本荘市	△ (※)			<p>※ 満65歳以上の身体障害者手帳所持者を対象に、100円割引券10枚を交付する。</p> <p>本荘地域:鶴舞温泉、ばいんすば新山、遊泳館 矢島地域:寿康苑 岩城地域:港の湯 由利地域:ゆりえもん 大内地域:ぼはろっこ、かすみ温泉、小羽広館 東由利地域:湯楽里 西目地域:かしわ温泉、にじめ湯つ娘ランド 鳥海地域:鳥海荘、フォレスタ鳥海</p>
福祉医療制度(マルフク)	由利本荘市	△ (※1)	△ (※2)	△ (※3)	<p>次に該当する方に対して、保険診療の医療費自己負担分を助成する。(入院中の食事に係る負担分等を除く。)</p> <p>※1※2 身体障害者手帳1~3級所持者または療育手帳A所持者(社会保険の本人のみ所得制限あり。)</p> <p>※1 身体障害者手帳4~6級所持者で65歳以上の方(所得制限あり。社会保険の本人は非該当。)</p> <p>※3 精神障害者保健福祉手帳1級所持者で自立支援医療(精神通院医療)支給認定されている方(※制度対象は、令和6年8月から。なお、精神病床への入院費用は、助成対象外。)</p>
障害者交通費助成事業	にかいほ市	△ (※)	○	△ (1・2級)	<p>※対象者 ・人工透析のために週2回以上通院している方 ・身体障害者手帳1~3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方で、週3回以上施設等に通所、通勤、通学している方 交通費の助成 片道10km未満 月額 1,500円 片道10km以上20km未満 月額 2,000円 片道20km以上30km未満 月額 3,000円 片道30km以上 月額 4,000円</p>
にかいほ市重度障害者(児)移送費給付事業	にかいほ市	△ (※)	△ (A)		<p>※等級が1~3級、手帳に以下の障害の記載がある者【視覚、平衡機能、下肢、体幹、運動機能(移動機能)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓】 タクシー小型車初乗運賃相当額のタクシーユニット利用券を月2枚(最大24枚)交付</p>
フェライト子ども科学館	にかいほ市	○	○	○	入館料無料
白瀬南極探検隊記念館	にかいほ市	○	○	○	入館料無料(付添人1人まで割引対象)
福祉医療制度	にかいほ市	○ 65歳以上4~6級 1~3級 (※)	○ (A)	○(1級かつ自立支援医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で身体障害者手帳4~6級の方(所得制限あり) ※本人が社会保険の被保険者本人の場合は、対象外 ・身体障害者手帳1~3級または療育手帳Aの方 ※本人が社会保険の被保険者本人の場合は所得制限あり ・精神保健福祉手帳1級かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者証の支給認定を受けている方 ※本人が社会保険の被保険者本人の場合は所得制限あり

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
大仙市障がい者(児)タクシー・バス利用券給付事業	大仙市	△ (※)	△ (A)	△ (1級)	※対象者:大仙市在住で次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級所持者 ②身体障害者手帳3級所持者(下肢、体幹、呼吸器、視覚、人工透析通院者に限る) ③療育手帳A所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者 助成内容:年間12,000円分(額面100円券を120枚)交付。市役所での申請手続きが必要。 自動車税・軽自動車税の減免及び人工透析通院の交通費助成を受けている方は対象外
大仙市人工透析通院費支給事業	大仙市	△ (※)			※対象者 大仙市内に居住し、居住地から人工透析通院医療機関までの距離が片道5km以上の方 助成内容:往復距離×通院回数に1kmあたり10円を乗じた額を助成(ただし、タクシー券の交付を受けた方は対象外)
大仙市障がい者通所施設等交通費助成事業	大仙市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 大仙市在住で障がい者施設等に通所する障がい者及び通所に付き添う介護者 助成内容:通所にかかる公共交通機関の運賃の全額または自家用車利用の場合の通所に係る距離(往復距離×通所日数)に1kmあたり10円を乗じた額を助成(5,000円上限) ※通所している事業所に開所日数の1/2以上通所していること
大仙市身体障害者用自動車改造費助成事業	大仙市	△ (※)			※対象者 大仙市在住で、次のいずれにも該当する方 ①身体障害者手帳所持者で、上肢、下肢、体幹機能障害1・2級の方 ②自動車運転免許を有する方 ③就労等に伴い自動車の操作装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方 ④前年の所得金額が基準以下である方 助成内容:改造に直接要した費用の3分の2の額を助成(上限10万円)。所有する自動車1台までとし、当該自動車につき1回の改造まで対象。
大仙市障害者自動車運転免許取得費用助成事業	大仙市	△ (※)	○		※対象者 大仙市在住で、運転免許試験の受験資格を有し、就労などのために免許を取得しようとする方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1~4級所持者 ②療育手帳所持者 助成内容:免許取得に直接要した費用の3分の2の額を助成(上限10万円)。1人につき1回限り。
大仙市温泉ふれあい入浴サービス事業	大仙市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 障害者手帳の交付を受けている満60歳から69歳の方 助成内容:大仙市内の指定温泉施設で使用できる入浴料等の半額割引券を交付(1年度につき12枚交付)(要申請)
大仙市内のスポーツ施設	大仙市	○	○	○	スキー場及びキャンプ場を除く全てのスポーツ施設の施設利用料の免除 ※利用料金以外(証明や暖房など)は免除なし
大曲スキー場	大仙市	○	○	○	リフト乗車券半額
大台スキー場	大仙市	○	○	○	リフト乗車券半額
協和スキー場	大仙市	○	○	○	リフト乗車券半額
インフルエンザ定期予防接種費用助成	大仙市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障害者手帳1級または同程度)に1,000円の助成。

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
肺炎球菌定期予防接種費用助成	大仙市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障害者手帳1級または同程度)に3,000円の助成(1度限り)
新型コロナ定期予防接種費用助成	大仙市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいがある方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障害者手帳1級または同程度)に10,300円の助成。
帯状疱疹定期予防接種費用助成	大仙市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障害者手帳1級または同程度)に生ワクチン5,000円、組換えワクチン(2回接種)1回につき10,000円の助成(1度限り)
各種がん検診等料金免除	大仙市	△ (※)			※検診対象者で身体障害者手帳1~3級または、検診当日65歳以上で身体障害者手帳4級~6級までの方は検診料金無料
福祉医療制度	大仙市	△ (※)	△ (A)	△ (※)	<p>※対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級~3級を持っている方 ・療育手帳Aを持っている方 ・精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療費(精神通院)受給者証の両方を持っている方 ※社会保険本人のみ所得制限あり ・65歳以上で身体障害者手帳4~6級を持っている方 ※社会保険本人は該当せず ※所得制限あり
人工透析通院費支給事業	仙北市	△ (※)			<p>人工透析治療のため、自宅から医療機関へ通院している方へ交通費の一部を助成</p> <p>※対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上通院し、自宅から医療機関まで往復3キロ以上ある方 ・自分の運転又は家族等の運転で通院されている方 <p>助成内容</p> <p>自宅から医療機関までの距離に応じて交通費を助成</p> <p>・医療機関までの往復距離 × 通院回数 × 1キロあたり12円</p>
障がい者通所施設等交通費助成事業	仙北市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>障がい者施設等の通所する障がい者又はその介護者の継続的負担の軽減のため、通所に要する交通費の一部を助成</p> <p>※対象者</p> <p>仙北市在住で障がい者施設等の通所する障がい者又はその介護者</p> <p>助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運賃の全額(割引後の金額) ・自家用車利用の通所に係る距離(往復距離 × 通所日数)に1kmあたり12円を乗じた額 ・1月当たり5,000円上限 ・通所している事業所に開所日数の1/2以上通所していること

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
角館武家屋敷石黒家	仙北市	○	○	○	入館料金大人500円、小中学生300円を100円割引き
新潮社記念文学館	仙北市	○	○	○	本人及び介護者1名まで無料
平福記念美術館	仙北市	○	○	○	本人及び介護者1名まで無料
角館樺細工伝承館	仙北市	○	○	○	本人及び介護者1名まで無料
仙北市障がい者(児)タクシー利用券給付	仙北市	△ (1~3級)	△ (A)	△ (1級)	給付額 年度で15,000円
仙北市民バス(たっこちゃんバス、スマイルバス、田沢おたのしみバス)	仙北市	○	○	○	本人及び介護者無料
デマンド型乗合タクシー(白岩にこにこ号、西木地区、神代地区)	仙北市	○	○	○	5割引
福祉医療	仙北市	○ (※)	○ (※)	○ (※)	※対象者 65歳以上の方で、身体障害者手帳4~6級所持者 身体障害者手帳1~3級、療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療(精神通院)支給認定者
透析通院者支援事業費補助金	美郷町	△ (※)			※対象者 じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、血液透析加療のため自宅から医療機関に通院している方 ・助成内容:通院1回につき450円補助
音声コード付き印刷物	美郷町	△ (※)			※対象者 視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けており、音声コード付き印刷物の送付に同意いただけた方 ・助成内容:案内等を音声コード付き印刷物で送付
公共施設等の割引	美郷町	○	○	○	・助成内容:千畳温泉サンアール、六郷あつたか山、湯とぴあ雁の里温泉、美郷町学友館、美郷町歴史民俗資料館、坂本東嶽邸、プールパークみさと、サン・スポーツランド千畳を利用する際、手帳を提示することで100円割引(他の割引との併用不可)
美郷町検診費用徴収免除	美郷町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 65歳以上70歳未満の方で、身体障害者手帳1~3級、療育手帳重度(A)、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級のいずれかに該当する方 ・助成内容:検診費用免除
季節性インフルエンザワクチンの接種費用補助	美郷町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)を有する方 ・助成内容:接種費用のうち1回上限2,000円(助成期間有)
高齢者用肺炎球菌予防接種費用補助	美郷町	△ (※)			※対象者 60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)を有する方 ・助成内容:接種費用のうち3,000円の助成
雪下ろし等支援事業	美郷町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 高齢者や障害者手帳をお持ちの方のみで構成される世帯(町民税非課税世帯) ・助成内容:雪下ろしに係わる費用の一部助成

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
軽度生活援助事業	美郷町	△ (※)			※対象者 高齢者や老化に起因する疾病や障害(身体障害者手帳1級～2級程度)により身体が不自由な方のみで構成される世帯(町民税非課税世帯) ・助成内容:シルバー人材センター会員による家の周りの除草作業や雪寄せなどに係わる費用の一部助成(年間40時間まで)
福祉医療	美郷町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 65歳以上・社会保険被保険者以外の方で、身体障害者手帳4～6級所持者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療(精神通院)を受給している方 ・助成内容:医療費の自己負担額助成
身体障がい者等移送費給付事業(タクシー券)	横手市	△ (1～3級)	△ (A)	△ (1級)	乗車の際に利用券を提示、『基本料金』を減額(1か月につき2枚、年24枚まで交付)(手続必要)
人工透析患者の通院交通費	横手市	△ (※)			※ 対象者:身体障害者手帳所持者で障害程度が1～3級で週2回以上人工透析による治療のために医療機関に通院している方 助成内容:1か月につきタクシー利用券枚分の『基本料金』相当額を支給(年4回(7・10・1・4月)に本人等の銀行口座に支給) ※タクシー券と交通費助成のどちらかを選択(手続必要)
横手デマンド交通	横手市	○	○	○	障害者割引:5割引 障がい者の介護者に対する割引:5割引(第1種身体障害者手帳または療育手帳A所持者のみ)
横手市循環バス	横手市	○	○	○	障害者割引:5割引 障がい者の介護者に対する割引:5割引(第1種身体障害者手帳または療育手帳A所持者のみ)
季節性インフルエンザワクチンの接種費用補助	横手市	△ (※)			※対象者 接種当日に横手市民で60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫などの機能に障がいを有する方(心臓機能障害1級、じん臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、免疫機能障害1級) ・助成内容:接種費用のうち1回上限1,000円(助成期間有)
新型コロナウイルスワクチンの接種費用補助	横手市	△ (※)			※対象者 接種当日に横手市民で60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫などの機能に障がいを有する方(心臓機能障害1級、じん臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、免疫機能障害1級) ・助成内容:接種費用のうち1回上限4,600円(助成期間有)
高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種費用補助	横手市	△ (※)			※対象者 接種当日に横手市民で60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、免疫などの機能に障がいを有する方(心臓機能障害1級、じん臓機能障害1級、呼吸器機能障害1級、免疫機能障害1級) ・助成内容:接種費用のうち1回上限3,000円(助成期間有) 年度末までの接種をお願いします。
帯状疱疹ワクチンの接種費用補助	横手市	△ (※)			※対象者 接種当日に横手市民で60歳以上65歳未満で免疫の機能に障がいを有する方(免疫機能障害1級) ・助成内容:生ワクチン(1回接種)は上限4,000円 組み換えワクチン(2回接種)は1回につき上限10,000円 年度末までの接種をお願いします。

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
横手市高齢者等のための除排雪・雪下ろし費用助成事業	横手市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>※対象者 横手市に在住し、世帯全員が市民税非課税または均等割のみ課税であり、(1)から(4)に該当する方のみで構成される世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害年金受給者、自立支援医療受給者 (3)義務教育終了前(15歳以下)の児童を養育する配偶者のない女子 (4) 義務教育終了前(15歳以下)の児童 <p>※雪下ろし助成内容(助成期間有) ・市民税非課税世帯…対象経費の1/3 (1回の作業につき助成上限額5万円:年間5回まで利用可能) ・市民税均等割のみ課税世帯…対象経費の1/6 (1回の作業につき助成上限額5万円:年間5回まで利用可能) ※雪寄せ助成内容(助成期間有) ・市民税非課税世帯…対象経費の1/3(年間上限5万円) ・市民税均等割のみ課税世帯…対象経費の1/6(年間上限5万円) (回数制限なし)</p>
横手市増田まんが美術館	横手市	○	○	○	小学生以上の特別企画展観覧料:無料(付添人も1名まで無料)
福祉医療制度	横手市	△ (※)	△ (※)		<p>※対象者 ・65歳以上の身体障害者手帳4~6級所持者(社保本人を除く) ・身体障害者手帳1~3級、療育手帳A所持者または精神保健福祉手帳1級かつ自立支援医療(精神通院)の認定を受けている方(社保本人のみ所得制限あり)</p>
障がい者交通援護費支給事業	湯沢市	△ (血液透析通院者のみ※)	△ (就労系サービスで事業所へ通所する方※)	△ (就労系サービスで事業所へ通所する方※)	※自宅から事業所、病院までの往復1kmあたり10円支給。市民税非課税者であることが要件(送迎サービス利用者や生活保護受給者は支給対象外)。
検診料金免除	湯沢市	△ (1~3級※)	△ (A※)		※検診料金免除(39歳以下の方が一般検診を受診する場合は対象外)。
肺炎球菌予防接種費用助成	湯沢市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能等に重度の障がいがある方に3,000円の助成。
インフルエンザ予防接種費用助成	湯沢市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能等に重度の障がいがある方に1,000円の助成。
福祉除雪サービス費用助成	湯沢市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	12月から3月までの間、早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を、道路に面した間口の1m~1.8m幅で除去し出入口を確保する。(利用者負担額1シーズン8,000円) ※障がい者のみまたは高齢者と障がい者等のみで構成される世帯で、自力で除雪ができず、近隣からの援助を受けられない場合を対象とする。
雪下ろし費用助成	湯沢市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	12月から3月までの間、1世帯につき3回まで、雪下ろし費用の半額(上限15,000円)を助成する。 ※障がい者のみ、高齢者と障がい者等のみで構成される市内に在住している市民税非課税世帯で、親族またはボランティアなどによる援助を受けられない場合を対象とする。
緑風荘	湯沢市	○	○	○	温泉保養施設 入館料を大人料金から50円引きの料金設定にしている。
ほっと館	湯沢市	○	○	○	温泉保養施設 入館料を大人料金から50円引きの料金設定にしている。
寝たきり高齢者等移動費用援助事業	湯沢市	△ (※)			移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)を利用者の居宅と在宅サービスを提供する福祉施設、医療機関との間を移動する際の費用の一部を援助する(対象の区間は諸条件あり)。 ※寝たきりあるいは常時移動に車いすが必要な方で要介護3以上の方、または障害支援区分4以上又は同等の程度の方を対象とする。

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
山田地区センター 三閑地区センター 弁天地区センター 幡野地区センター 須川地区センター 高松地区センター ふるさとふれあいセンター 稲庭地区センター 院内地区センター 秋ノ宮地区センター 小野地区センター 横堀地区センター	湯沢市	○	○	○	使用料、冷暖房料全額免除
スポーツ施設 (総合体育館、体育センター、稲川体育館、雄勝スポーツセンター、皆瀬体育館、稲川交流スポーツエリア、健康ドーム、稲川野球場、雄勝野球場、皆瀬野球場、松ノ木河川敷運動広場、湯沢武道館、湯沢弓道場、B&G海洋センター、ヘルシーパーク、稲川スキー場)	湯沢市	○	○	○	施設使用料全額免除
湯沢生涯学習センター、湯沢公民館 皆瀬生涯学習センター、皆瀬公民館	湯沢市	○	○	○	【障がい者団体での利用が対象】 使用料全額免除
稲川農村環境改善センター (稲川生涯学習センター、稲川公民館)	湯沢市	○	○	○	使用料全額免除・冷暖房料全額免除
雄勝郡会議事堂記念館	湯沢市	○	○	○	【障がい者団体での利用が対象】 貸館事業における使用料・冷暖房料全額免除 ※ただし、営利目的の利用を除く。
文化交流センター	湯沢市	○	○	○	【障がい者団体での利用が対象】 以下に該当する団体は施設使用料・冷暖房料全額免除 ①特別支援学校 ②障がい者支援団体、障害者福祉サービス事業所 ③障害者支援施設
バス・乗合タクシー	湯沢市	○	○	○	【バス・乗合タクシー】 次のいずれかに該当する方は、運賃が半額(5割引) ●身体障害者手帳、療育(知的障害)手帳、精神障害者手帳の交付を受けている方 ●身体障害者手帳(第1種)、及び療育手帳(A)の交付を受けている方がバスや乗合タクシーを利用する際に介護する方
産業支援施設 (湯沢市川連漆器伝統工芸館)	湯沢市	○	○	○	施設使用料全額免除

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
福祉医療制度	湯沢市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>【対象者】 以下のいずれかに該当した場合対象 ①身体障害者手帳1級から3級所持者 ②身体障害者手帳4級から6級を所持し、年齢が65歳以上 ※②に該当する場合でも、社会保険の被保険者本人の場合は、対象外 ③療育手帳A所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、自立支援医療を受けている 【助成内容】 医療費の自己負担分を助成(健康保険が適用にならない医療や予防接種、入院時の食事代などは対象外)</p>
町検診料免除	羽後町	△ (1~3級)	△ (A)		町で行う検診料免除
人工透析通院援護費	羽後町	△ (※)			<p>※ 人工透析のため通院している方に、自宅から医療機関までの路線距離に1kmあたり37円をかけた額を支給。 (医師の診断書または通院証明書が必要)</p>
高齢者世帯等間口除雪事業	羽後町	△ (※)			<p>※羽後町在住の70歳以上の一人暮らし・二人暮らしの世帯、一人暮らしの身体障害者または一人暮らしの特定疾病医療受給世帯など独力では除雪が困難な方。 除雪車により除雪された雪塊を取り除き、道路に面した出入り口を確保する。 実施期間は:12月1日(12月1日以前に除雪車が稼働した場合はその日)~3月20日。 除雪車による除雪後から適時作業を行う。 一世帯当たり5,000円</p>
雪下ろし助成事業	羽後町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>※町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯 1)70歳以上の高齢者のみ世帯 2)18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯 3)心身障害者世帯であって、次のいずれかに該当する世帯 ・ア 身体障害者手帳1級~4級所持者のみの世帯 ・イ 療育手帳所持者のみの世帯 ・ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 一世帯当たり、雪下ろしにかかった費用の2分の1の額(1000円未満切り捨て、上限10,000円)を助成。 年3回まで。</p>
うご乗合タクシー	羽後町	○	○	○	<p>旧バス路線を代替運行。要予約(午前便:前日午後5時まで・午後便:当日10時まで)。 各種障害者手帳所持者は運賃半額。 ※バス路線の沿線集落では利用できません。</p>
うごおでかけバス	羽後町	○	○	○	<p>交通空白地から町中心部までを運行。 利用に際しては事前登録が必要。要予約(午前便:前日午後5時まで・午後便:当日10時まで)。 各種障害者手帳所持者は片道運賃500円を300円とする。 ※バス路線の沿線集落では利用できません。</p>
福祉医療費助成	羽後町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	<p>※対象者 a)65歳以上の方で、身体障害者手帳4~6級所持者 b)身体障害者手帳1~3級、療育手帳A所持者 c)精神障害者保健福祉手帳1級所持で、自立支援医療(精神病院)受給者証を所持している方 ただし、c)に該当する方は精神科入院については対象外 ★一部所得制限有り</p>

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(R7.8.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
東成瀬村おむつ購入費助成事業	東成瀬村	○ (東成瀬村民)	○ (東成瀬村民)		紙おむつ(パンツ型を含む)、尿取りパット、清拭用品(おしりふき)の購入に要した費用の半額を助成(月額5,000円を上限とする)
東成瀬村障害者通院費等助成事業(通院費助成)	東成瀬村	△ (東成瀬村民 ※)			※対象者 腎臓の機能障害を更生するため医療機関に通院し、血液透析療法の治療を受けている方またはその児童の保護者 助成内容:通院に要した交通費の一部(1月につき9,000円)を助成する
東成瀬村在宅障害児療育通院費助成事業(通院・通園費助成)	東成瀬村	△ (東成瀬村民 ※)	△ (東成瀬村民 ※)	△ (東成瀬村民 ※)	※対象者 秋田県立医療療育センターに通院若しくは通園をして療育、訓練、指導あるいは治療を受けている在宅の児童の保護者 助成内容:通院に要した交通費の一部(1日につき5,000円)を助成する
東成瀬村障害者通院費等助成事業(通所費助成)	東成瀬村	△ (東成瀬村民 ※)	△ (東成瀬村民 ※)	△ (東成瀬村民 ※)	※対象者 就労移行支援または就労継続支援を利用するため障害福祉サービス事業所に通所している方またはその児童の保護者 助成内容:通所のために購入した定期券の購入費を助成
福祉医療制度	東成瀬村	△	△		高齢身体障害者: 65歳以上の者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳(4~6級)所持者 重度心身障害(児)者: 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳(A)所持者又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳(1~3級)所持者
東成瀬村雪下ろし・間口除雪・除排雪支援事業	東成瀬村	△	△	△	※対象者 障害者手帳の交付を受けている一人暮らしの方 (村内に居住する子どもがいる場合及び生活保護世帯は除く) 助成内容:作業料(活動員謝礼金雪下ろし作業1人1日あたり18,000円、間口除雪1時間1,500円)の1/2を助成